

不利益処分の処分基準

処 分 名		総合福祉センターの入館制限（目的外使用の場合に限る。）		
根拠例規及び条項		多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 5 号）第 23 条		
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項			
	基 準	多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第 23 条に定めるところにより、次の条件への該当により処分を行うもの。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) その他総合福祉センターの管理上支障があると認められる者		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 4 月 1 日
	備 考			